

博士學位論文

内容の要旨
および
審査結果の要旨

甲第27号

2003

創価大学

本号は学位規則(昭和28年4月1日文部省令第9号)第8条の規程による公表を目的として、平成16年3月19日に本学において博士の学位を授与した者の論文内容の要旨および論文審査の結果の要旨を収録したものである。

学位番号に付した甲は、学位規則第4条2項(いわゆる課程博士)によるものである。

創価大学

氏名(本籍)	前川 一郎 (神奈川県)
学位の種類	博士(人文学)
学位記番号	甲第27号
学位授与の日付	平成16年3月19日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 創価大学大学院学則第17条第2項 創価大学学位規則第3条の3第1項該当
論文題目	南アフリカ連邦の形成 1899 1912 イギリス帝国支配と白人支配体制の生成
論文審査機関	文学研究科委員会
論文審査委員	主査 浅田 實 文学研究科教授 副査 三浦 弘万 文学研究科教授 副査 林 俊雄 文学研究科教授

【論文の題目】

「南アフリカ連邦の形成 1899 - 1912

イギリス帝国支配と白人支配体制の生成」

【論文の内容の要旨】

本論文は、序章と終章のほか八つの章と二つの補論で構成されている。全部で 12 章 50 節から成っており、A4 版 514 頁（400 字詰原稿用紙換算約 1000 枚強）の力作である。ほかに付録として関連地図、略年表、参考文献一覧があり、「あとがき」も付している。

まず序章の「イギリス帝国と南アフリカ」は本論文が解明しようとした課題を設定したものである。本論文は世にいう帝国主義的世界体制の中に南アフリカ連邦の形成を位置づけたものだが、南アフリカ連邦形成の歴史を本格的に論じたものは本稿がはじめてである。わが国に先行研究がないというばかりではない。イギリスや南アフリカにおいてもまだ本格的な研究ははじまっていない。そのような中であって、前川氏は全く新しい手法で、21 世紀的視点からこの問題を取り上げようとした。その一つは、南アフリカにおける少数白人支配体制は、イギリスのアフリカーナーに対する「和解の代償」として確立したものではなく、この当時イギリス帝国が帝国主義的世界体制の中で変容を迫られていくうちに歴史的に確立された、との視点である。第二には、南アフリカ連邦という独自の国家を形成する際に植民地ナショナリズムがその主な動因をなしたとした点である。もとより植民地ナショナリズムという視点そのものが斬新なのであるが、その際植民地ナショナリズムによって生まれた「南アフリカ国民」は白人住民だけであり、住民の多くを構成したアフリカ人はそこから排除されたことが重要な論点となる。そのようなアフリカ人たちは、南アフリカ連邦形成に際してどのような政治運動を展開したのか。それが第三の課題である。今日的視点、21 世紀的視点からいってこの課題が最も重要であるのに違いないのだが、当時ではまだアフリカ人の政治運動といってもたいした成果を生んでいなかった。それに運動そのものも離合集散が甚だしく、結果的には置き去りにされたまま連邦形成からとり残された、との観方がこれまで支配的であった。そのためか、まともにアフリカ人の運動が連邦形成との関連でこれまで研究対象としてとり上げられることさえなかった。そうした中で、前川氏は、1880 年代以降南アフリカ各地で設立され、1912 年「南アフリカ原住民族会議」(SANNC、後の ANC) に結実するアフリカ人政治団体の足跡を検討

した。以上の三つの視点はいずれも 21 世紀的視点、今日的視点からいって刮目すべきものといわなくてはならない。なかでもイギリス帝国支配の重層構造というきびしい中であって、アフリカ人もまた連邦的規模での政治運動体を形成していった。前川氏はこれをも画期的なことだと積極的に評価をしたわけである。

第 1 章「南アフリカ戦争の原因をめぐる問題の所在」と第 2 章「1898 年英独協定と南アフリカ戦争への道」では、南アフリカ戦争（1899 - 1902）にいたる過程で、南アフリカがどのように帝国主義的世界体制に組みこまれていったのかを明らかにした。これまで世界有数の金鉱山をもつトランスヴァール共和国を征服するために、ユダヤ系金融業者とイギリス政府が結託して戦争をはじめたと説く J・A・ホブソンの「陰謀説」を批判したものである。わが国で唯一の先行研究ともいえるべき市川承八郎『イギリス帝国主義と南アフリカ』（1982）でも是認されている「陰謀説」であるが、これは今日もはや資料に照らして実証に耐えない、としたのが第 1 章であった。続いて第 2 章では、帝国主義的世界体制が確立していく 1890 年代によく本格的に南アフリカに進出したドイツの反英行動との関連で、南アフリカ戦争の原因を具体的にみている。イギリスが非公式支配下にとどめておこうとしたトランスヴァール共和国はドイツの支援を頼みとしてイギリス支配に対抗しようとしたが、帝国主義的世界体制下でのイギリスの外交が稔って 1898 年に英独協定が成立したために失敗する。前年の 1897 年にはドイツがトランスヴァール共和国と協定を結ぶ可能性もあり、イギリスとしても対応に追われていたのだが、98 年 8 月、モザンビークのデラゴア湾からのドイツ排除を決めた英独協定調印によりイギリスは有利な地歩を占めた。だがとり残されたトランスヴァール共和国はドイツの助けを借りないでイギリスからの独立、自立を考えねばならず、1899 年 3 月には武力に訴えてでも孤塁を守ろうと決意する。イギリスもまた「非公式な支配」では思うようにならないので、「出現しつつある自治領（ドミニオン）」に望みを託して 99 年 10 月戦争に突入する。要するに前川氏は、南アフリカ戦争は単にイギリス対トランスヴァール共和国の宗主権やアイトランダー参政権をめぐる問題だけが原因だったのではなく、イギリス、ドイツ、ポルトガル、フランス、アメリカ合衆国が絡んだ帝国主義諸国間の角逐の中で生じたものであり、その結果がトランスヴァール共和国を含む南アフリカ全土の帝国主義的世界体制への併入であった、というのである。

第3章と第4章では植民地ナショナリズムの問題をとり上げる。いったい南アフリカ戦争の当時はヨーロッパ列強諸国による帝国主義的世界分割が最終局面を迎えていたときであったが、帝国主義的先進国イギリスはドイツその他の挑戦を受けていた。初代インド首相ネルーは、イギリスは「植民地を拡大するのではなくこれまでもっていたものをがっちりとにぎりしめようとした」と述べているが、そのように「にぎりしめる」過程の1コマが南アフリカ戦争だったともいえる。しかしこの時期は同時に「支配された側」であった植民地もまた自立の歩みを進めようとしていたときでもあった。つまり植民地南アフリカの連邦形成はそれ自体が新しい国づくりを意味していた。当時イギリス帝国の白人定植植民地はドミニオンとして本国から自立し、ヨーロッパを中心とした国際社会への参画を求めている。南アフリカでも白人住民たちは同じように自治を求めて「南アフリカ国民」を構成しようとしていた。

第3章「植民地ナショナリズムと南アフリカ」では、南アフリカでのドミニオン形成はイギリス帝国との関わりではどうなのか、ホブスンが白人二人種といているが昨日まで敵対していたアングロ＝ブール人の結束をどのようにはかったのか、といった問題が論じられている。オーストラリアやニュージーランドと同じようなドミニオンといっても、そこには南アフリカ独自の問題があった。しかも白人住民だけが植民地ナショナリズムといって団結してみても、それは全住民のたった22%の人びとを結集したにすぎなかった。オーストラリアにはアボリジニがおりニュージーランドにはマウリ人がいるといっても、南アフリカでは黒人、「カラード」が大部分を占めている。この大部分を占める黒人、「カラード」を、「国民」から排除して、ようやく「南アフリカ国民」は形成されたのであった。植民地ナショナリズムといっても、帝国との関わりだけではなく、南アフリカ内部にも大きい問題をかかえていた。問題をかかえていたけれども、南アフリカ戦争後7～8年の間に、植民地ナショナリズムにより白い「南アフリカ国民」が形成され、「南アフリカ連邦」というドミニオンが形成されたことの意義はやはり大きいといわねばならない。

第4章「南アフリカ連邦の形成と『ドミニオンの理念』」では、南アフリカ戦争前にみられた「アングロ対ブール」の対抗から戦後には「本国対植民地」の対抗関係に移行した点を明らかにした。つまり、イギリス系とアフリカーナーとを問わず、本国の干渉からの自立を意図した植民地の白人住民と帝国の将来を案じた本国(とその出先機関)との対立の中で、新しい「植民地国家」の様相を呈したドミニオンが誕生した、というわけである。その際、前川氏が強調するのは、本国、植民地双方の間で収

斂したドミニオンという体制が、植民地側の主導権のもとに実現したという点である。そのことをアフリカーナーであった南アフリカを代表する政治家 J・C・スマッツの言動を中心に、スマッツ・ペーパー等の一次資料をもとに解明した。

しかし、植民地ナショナリズムによるドミニオンの形成はあくまでも少数白人支配体制によるものであった。第 5 章「南アフリカ戦争後の『原住民 Native』の位置」では、1900 年ごろまでの南アフリカ各地での「原住民統治」の実態を概観する。史料としてはロンドンの英国公文書館（PRO）にあった「南アフリカ原住民委員会 SANAC」関連文書を取り上げている。原住民委員会は南アフリカ戦争終結直後の 1903 年に最初の会合を開き、そこにはケープ植民地、ナタール、トランスヴァール、オレンジ川植民地の各 2 名の代表と、ローデシア、バストランド各 1 名の代表が集まったが、この委員会の活動報告書が南アフリカ全土の「原住民」について包括的に記録した最初の公文書となった。イギリス当局は統一的な「原住民政策」を考えたが、「原住民」の定義はむつかしく、最終的には「カラード」も「原住民」に含めるが、「カラード」の立場はきわめて複雑であった。1905 年の鉄道管理局委員会の報告書によると、上等車への白人以外の乗車は拒否するとの態度であったが、「カラード」に対する乗車券販売を法的に規制するのはむつかしい、などと述べられている。

第 6 章「イギリス『原住民政策』と少数白人支配体制」では、1909 年の南アフリカ憲法制定会議などの重要な連邦形成過程で推進された「原住民政策」を跡づける。白人国家の建設を目指した連邦形成者は、白人と「原住民」の権利を分離した二重の権利体系として、「制度的隔離」という統治様式を完成させた。「原住民」には植民地人（「南アフリカ国民」）としての市民の権利を認めないで、慣習法のもとで伝統的な生活を維持する機会を与えるというものであった。「原住民」の保護という帝国の大義によってそれを正当化したものであった。1948 年にアパルトヘイトを本格的に実施した（南アフリカ）国民党が、「部族」を保護する隔離（アパルトヘイトとは本来、民族【人種】隔離の意味である）だなどと述べていたのは、このような連邦形成期の帝国支配の構図をもとにしたものであった。アパルトヘイトの原型はここにすでに出来上がっていたのである。1996 年に出た研究書である M. Mamdani, *Citizen and Subject*などを丹念に読み、しかも一次資料を駆使しての「制度的隔離」論の展開は、その後の南アフリカでの ANC などの政治運動を歴史的に考察する上でもきわめて有意義なものと思われる。

第7章「アフリカ人政治団体の誕生 1880s - 1905」と第8章「ANC 設立への道 1905 - 1912」は、そのような「制度的隔離」という人種差別の中で、原住民であるアフリカ人がどのように対応していったのか、を詳述する。第7章「アフリカ人政治団体の誕生 1880s - 1905」ではケープ植民地の中でも比較的新しく領土に組み込まれた東ケープ地方でアフリカ人エリート層によって最初のアフリカ人政治団体が誕生した事情を明らかにする。南アフリカ戦争の過程で、戦争参加でイギリスに恩を売ったアフリカ人の多くは、戦後かれらの立場が救済されるものとの希望をもっていたのに、戦後はそれまで部分的に認められていた選挙権が奪われたり、土地を強奪されたりするなど、逆にひどい犠牲を強いられた。しかし同時に南アフリカ戦争の衝撃は、これまで地域的に分断されていたアフリカ人政治運動を統合することにもなった。

第8章「ANC 設立への道 1905 - 1912」では、連邦形成過程の中でしばしば停滞を強いられながらも、地域的にも階層的にもアフリカ人たちが大同団結し、ついには連邦発足直後の1912年に「南アフリカ原住民民族会議 SANNC」発足にこぎつけた点を評価している。イギリス帝国政府がアフリカ人に対する選挙権を考えるべきだとしていたのに、植民地（ドミニオン）政府はイギリス政府の意向を無視して、連邦議会からアフリカ人を締め出すなど、きわめてきびしい態度であった。にもかかわらず、そのような白人支配体制に伴う重大な時期に、アフリカ人が遅ればせながらもドミニオン形成に対応し、全連邦的に団結した点を前川氏は高く評価している。

終章「南アフリカ連邦形成の歴史的意義」のところで、前川氏は論文全体のまとめをしているが、一言でいって本論文は「支配された側」からみた南アフリカ連邦の形成史であった。といっても南アフリカには二種類の「支配された側」の呼びとがいた。その一つは、1910年形成の連邦政治の中枢を担った人たちであるが、それは主にアフリカーナーたちであった。L・ポータ、スマッツに代表されるかれらは、ほかのどのドミニオン代表よりも本国からの自立を強く主張した。1917年の帝国会議では、イギリス帝国の対外政策決定に際してのドミニオンの発言権が承認された。やがてウェストミンスター憲章（1931）に結実するイギリス連邦の形成にも、かれらは少なからぬ大きい役割を果たした。

しかしそのような白い「南アフリカ国民」よりも、今日の時点からみてより重要なもう一つの「支配された側」は、「南アフリカ国民」から排除された「非白人住民」

である。かれらは、帝国政府とドミニオン政府とによって二重の支配を受けたわけだが、その際当局はかれら「非白人」の伝統的生活様式を慣習法によって保護し、「イギリス臣民」としての権利を守ると主張した。そうした口実で当局は「非白人」を政治的に無権利状態にしたわけである。

1910年の「南アフリカ連邦」の形成は、今日の「南アフリカ共和国」の形成と発展を歴史的に考察する上で、きわめて重要な意義をもつ。1994年のN・マンデラ政権の成立、1996年の新憲法の制定、そしてこの憲法に基づくT・ムベキ政権の誕生、さらには一昨年開かれた「ダーバン 2001年反人種主義、差別撤廃世界会議」を考えると、そのような今日のアフリカ人（黒人）を中心とする「虹の国」が充実・発展していく上で、1910年の南アフリカ連邦形成はその出発点であり、大前提であった。領土の点からいっても、今日の「南アフリカ共和国」の領土は南アフリカ戦争後のこのとき確定した。そこに住む住民もまた多種多様な民族、人種を包括しながらも、大略ほぼ同じ構成を維持している（たとえばマンデラ黒人政権が誕生したからといって白人たちが国外流出するといったようなこともほとんどなかった）。領土、住民ともに1910年はその出発点であった。このように歴史的意義の大きい「南アフリカ連邦」の形成過程を、21世紀的視点、今日的視点から、それも「支配された側」の立場からはじめてまとめ上げた本論文の意義は、きわめて高く評価できると思う。

【論文審査の要旨】

わが国ではじめて、1910年南アフリカ連邦の成立を、きわめて斬新な「支配された側」の立場から、しかも帝国主義的世界体制の中に位置づけて論じた本論文は、学会（具体的には「日本西洋史学会」）のレベルを向上させるすぐれた力作である。このような力作を書くことができた前川氏であったればこそ、間もなくミネルヴァ書房から出版される『講座 イギリス帝国と20世紀』第2巻の『世紀転換期のイギリス帝国』（木村和男編）の中に「南アフリカ連邦の形成」と題する論文を執筆するよう要請されたのだと思う。同氏が所属しているイギリス帝国史研究会は第一線の若い研究者が集う（登録会員約150名）きわめて活発な研究会で、最近ではイギリスをはじめとする外国人研究者と合同での研究会やシンポジウムをも開催しているが、そうした中で同研究会がはじめて企画した『講座 イギリス帝国と20世紀』に、前川氏も執筆するという事は、同氏が学術研究会でも十分評価される研究をしていることが認められたからであるに違いない。

もとより前川氏の研究はこれに止まらない。前川氏は履歴書にもある通り、2002年3月本学大学院博士後期過程を満期退学し、同年4月より日本学術振興会特別研究員として東京大学大学院で研究を続けているが、その前にすでに2000年にはわが国を代表する学術誌『西洋史学』第196巻に、「トランスヴァール共和国をめぐる英独の角逐 1898年英独協定と南アフリカ戦争への道」を発表した。その後も、歴史学研究会発行の『歴史学研究』第766号（2002年）と第777号（2003年）に「南アフリカ連邦の形成とイギリス『原住民政策』」とか、「南アフリカ戦争の『原因をめぐる一世紀論争』」を発表した。他にも本学から出している『創価大学人文論集』や『創価大学比較文化研究』に多数の論文がある。日本西洋史学界やイギリス帝国史研究会、西洋近現代史研究会でも6回にわたる口頭発表を行っている。

いずれも2000年以後の研究発表や研究業績であるが、前川氏はすでにそれ以前にも、1995年本学に提出した修士学位論文のほか、1998年、英国バーミンガム大学に提出した英文40,582語に及ぶM.Phil.論文 *The Radicalism of Joseph Chamberlain: His Ideas and Actions in the Context of Birmingham in the 1870s* を書き上げている。この論文は、20世紀初頭イギリスの植民地大臣であったジョセフ・チェンバレン（1816 - 1914）をとり上げたものであったが、このようなイギリス帝国主義についての基礎的研究を積んでいたからこそ、2000年以後に南アフリカ史を研究した際にも、イギリス帝国史全体から南アフリカを考察する視角が育ったとみることができ

る。歴史的研究を行うに際しては、現代アフリカにだけ目を注ぐ多くのアフリカ研究者の視角だけでは不十分だといわねばならない。イギリス帝国史研究から南アフリカの歴史研究へと進んだ前川氏の研究方向は、この点で正鵠を得たものといえることができる。

絶頂期にありながらも間もなく崩れゆく大英帝国の下で、「支配された側」から南アフリカ連邦の形成過程をみる見方は（それはそれできわめてユニークな見方だと思うのだが）、前川氏のそのような研究暦の中ではぐくまれたものといえる。以上のような研究暦を踏んでこれまでの研究を集大成され、まとめ上げられたのが、本論文「南アフリカ連邦の形成 1899 - 1912 イギリス帝国支配と白人支配体制の生成」であった。以上に述べた研究暦から考えても、前川氏の本論文は十分博士（人文学）の学位を授与するに値する。どこに出しても十分恥ずかしくない学位（博士）論文といえることができる。

以上を審査報告として提出することに、審査委員 3 名全員が合意した。

なお蛇足であるが、前川氏のこの論文の現代的意義を以下に記し、今後の同氏の研究上の指針を若干呈示しておきたい。

N・マンデラ、T・ムベキの ANC 政府が 1994 年発足し、着実な動きをみせているが、これまでアパルトヘイトできびしい差別を受け、完全に選挙権等の市民権は剥奪されてきたアフリカ人（黒人）たちが、スムーズに国家を運営し、ある意味では理想的な「虹の国」にふさわしい歩みを進めることができているのは、どうしてなのか。その淵源はどこに求めればよいのか。こうしたことを考えるに当たって前川氏は 1899 年にはじまる南アフリカ戦争から 1910 年の連邦成立まで、更には今日の ANC のもとである SANNC が発足する 1912 年までを対象にその歴史的淵源を跡付けた。以上に述べたように、それはそれできわめて歴史的意義も高く、学会への寄与も大きいのだが、それで終わるのではなく、マンデラ、ムベキ政権成立までのアフリカ人（黒人）の政治的歩みを、二つの世界大戦ときびしいアパルトヘイト政策の中で、歴史具体的に研究して欲しい。20 世紀の南アフリカの歴史は、21 世紀の南アフリカの歩むべき道を間違いなく明らかにしてくれるものと考えからである。

【最終試験の結果】

審査委員 3 名は、去る 2003 年 12 月 3 日午後 6 時より、前川氏に対して最終試験を行った。

論文内容についての質問の後、「南アフリカ連邦の形成 1899 - 1912」という課題についての先行研究の状況を質問した。その結果、わが国では、市川承八郎氏の研究『イギリス帝国主義と南アフリカ』（1982 年）があるが、同氏はすでに 1981 年に亡くなっており、同書は遺稿集で、実際に執筆されたのは 1979 年以前で 25 年以上も前のものばかりであること、しかもその後わが国で本格的にこの問題を取り上げた者はいないことを確認した。また欧米では L. M. Thompson, *The Unification of South Africa* (Oxford, 1960)があるが、これもすでに 40 年以上も前の研究で、しかもやはり従来の白人（アフリカーナー）中心の選民主義的新カルヴァン主義とかかわる「和解の代償」論を継承したものである。つまり、市川、トンプソンともに、これらの説は今日では実証に耐えないことを確認した。その上で、今日の黒人政権、アフリカ人政権を踏まえた「支配された側」からの「連邦形成史」、さらにはその過程を帝国主義的世界体制という世界史的文脈の中で明らかにしたものは、前川氏の本論文が全くはじめてで、その意義がきわめて大きいことを、改めて確認した。

また、この論文は歴史研究の論文であるため審査委員は全員が史料についての確認を行った。

(Q . 1) 1910 年以前の南アフリカ各植民地の議会文書についてはどこでみたか。

(A) 南アフリカ共和国のステレンボッシュ大学図書館でみた。

(Q . 2) *Hansard's Parliamentary Debate* はどこでみたか。

(A) イギリスのバーミンガム大学でもみたが、揃っていないのでケンブリッジ大学図書館のものも利用した。

(Q . 3) *Groese Politik* はどこでみたか。

(A) これは慶応大学図書館に揃っているので、それを利用した。

(Q . 4) *Smuts Papers* はどこでみたか。

(A) J・C・スマッツはケンブリッジ大学出身でもあるため、ケンブリッジ大学にマイクロフィルムで揃っている。そこでみた。

(Q . 5) 「南アフリカ原住民委員会 SANAC」関連文書はどこでみたか。

(A) イギリスのロンドンにある英国公文書館 PRO でみた。

以上のように外国にしかない史料も現地に行くなりして収集していることを確認

した。

これで前川氏の論文が史料を丹念に収集してできた斬新な研究であることが確認できたので、審査委員 3 名は最終試験の結果を〔合〕とすることで、全員が一致した。

なお〔最終試験〕に先立って、12 月 3 日午後 4 時 30 分より、本学文系 C 棟一階会議室で公開発表会が行われた。出席者は審査委員 3 名と論文執筆者のほか、教員 4 名、大学院生及び学生 17 名で、現代との関連でも興味を呼ぶテーマであったため関心も高く、質問もあり、活発で意義ある発表会となった。